

整理番号 0030 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>（該当する経費の番号を○で囲む）</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費 2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費 10：交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>05年 07月 31日 他</p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <p style="text-align: center;"> 1 0 5 0 0 0 0 </p> <p style="text-align: right;">円</p> <p>賃貸料 一か月 50,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする （按分した場合の積算方法 150,000 × 0.7 = 105,000</p>
<p>使 途</p>	<p>8月分～10月分 事務所賃借料</p>
<p>支 出 先</p>	<p>株式会社末広不動産</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

杉田 茂実



0030-2

事業用賃貸借契約書

貸主 株式会社末広不動産 (以下「甲」という。) と借主 杉田 茂実 (以下「乙」という。)
 と、連帯保証人 ———— (以下「丙」という。) とは、この契約書により頭書に表示する不動産に
 関する賃貸借契約を締結した。

頭書 (1) 目的物件の表示

建 物	名 称	本町1丁目店舗 1・2階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県熊谷市本町1丁目181番地		
		(登記簿) 熊谷市本町一丁目 181番地		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建		
	種 類	事務所	新築年月	昭和40年5月
面 積	264.30㎡ (79.95坪) ※専有部分面積			
賃貸方法	事業用賃貸借契約			
附属施設				

頭書 (2) 事業内容 (具体的に記載すること)

埼玉県議会議員事務所

頭書 (3) 契約期間

2022年4月1日 から	2023年3月31日 まで	(1年間)
--------------	---------------	-------

0030-3

頭書 (4) 賃料等

賃貸料	月額 50,000円 (45,455 円 + 消費税 10%相当分4,545 円)	—	—	—
敷金		—	—	—
火災保険	保険証券の写し提出	—	—	—
—		—	—	—

その他の条件				
貸与する鍵	鍵No			
	本数			
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を振込		
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[REDACTED]		
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

頭書 (5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	杉田 茂実		
	(自宅) TEL	[REDACTED]		
	(勤務先) TEL	048-526-1013	(名称・部署名)	課
	(携帯) TEL	090-3211-6225		

頭書 (6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社末広不動産		
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
管理業者	商号又は名称	株式会社末広不動産		
所在地	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地	TEL 048-522-1112		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号				
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4656	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	[REDACTED]		
	賃貸不動産経営管理士：登録番号	[REDACTED]		
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	貸主と同じ		
	住所	貸主と同じ		

頭書（7）更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書（3）契約期間に記載の1年間とする。
 尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長（自動更新）されるものとし、以後も同様とする。
 また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

頭書（8）特約事項

- ※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。
- ※本契約書第12条（解約）に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。
 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
 乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。
- ※乙は、本契約書契約条項第10条（契約期間中の修繕）に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。
- ※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。
- ※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。
 尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。
- ※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。（但し軽微な補修などはこの限りでない）
 また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。
- ※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。
 鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。
 また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。
- ※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。
- ※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険（借家人賠償責任保険必須）へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。
- ※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。
- ※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。
 乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。
- ※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

0020-5

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年 9月29日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫	TEL	048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
乙・借主	氏名	杉田 茂実	TEL	090-8211-6225
	住所	熊谷市小江戸 894番地		
連帯保証人	氏名	回	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 (円)		
連帯保証人	氏名	回	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 (円)		
保証機関				

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫	代表者の氏名	回
	免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号	免許証番号	
	免許年月日	平成30年7月11日	免許年月日	
宅 地 建 物 取 引 士	氏名		氏名	回
	登録番号		登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地 末広不動産ビル2階	事務所所在地	
	TEL	048-522-111	TEL	

※ 回 は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した、

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書（7）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。
4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。
4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。
4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。
3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14%の延滞損害金を請求できる。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（2）の事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕(柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体)を行わなければならない。
- ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
 - 5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始

- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
- 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
- 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
- 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
- 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(解約)

第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。

2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。

又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したもののみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり）14.6 %の割合による延滞損害金を支払うものとする

0030-9

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

- 2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 連帯保証人は、極度額——万円範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
 - 四 賃借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

記

- ① 財産及び収支の状況
 - ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

第25条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

整理番号 0031-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>（該当する経費の番号を○で囲む）</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費 2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費 10：交通費</p>
---	---

支 出 年 月 日	05 年 07 月 31 日 他
支 出 額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万 千</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">8</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> 円 </div> <p>賃貸料 一か月 40,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする （按分した場合の積算方法 120,000 × 0.7 = 84,000</p>
使 途	8月分～10月分 駐車場賃借料
支 出 先	株式会社オフィスナンバーワン

上記のとおり支出しました。

支出者名 杉田 茂実

0081-2

駐車場賃貸借契約書

代理
株式会社オフィスナンバーワン

貸主

借主

杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町1丁目217番		

標記B 車種

車名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
-----------	----------------	--------------------	--

標記C 契約期間

始期	2019年1月1日	終期	2019年12月31日
----	-----------	----	-------------

標記D 賃料等

賃料	月額 40,000 円 (消費税込)		その他 ()	円
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日迄(翌月分前払)		
賃料等の 支払方法	振込	金融機関名		預金口座
		(フリガナ) 口座名義人		口座番号

標記E 管理人名

商号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代表者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	電話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号		

0031-2

標記F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する

西暦 2019年 8月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが算合から振込に変更した為、2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲) [REDACTED] 代理

住所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 未広不動産ビル2階

氏名 株式会社オフィスナンバーワン
代表取締役 日向 弘薫 048-522-1111

借主(乙)

住所 埼玉県熊谷市本町1-181

氏名 杉田茂実 専務 生年月日 1958年 8月 19日

TEL (自宅) [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

勤務先名 _____ TEL 048-526-1313

緊急連絡先 (担当者)

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

(媒介・代理) 業者

埼玉県知事 (10) 第10244号

所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地

商号 株式会社未広不動産

代表者 代表取締役 日向 均



宅地建物取引士 (自署押印)

宅地建物取引士登録番号 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(媒介・代理) 業者

国土交通大臣免許

埼玉県知事免許 () 第 _____ 号

所在地 _____

商号 _____

代表者 _____

宅地建物取引士 (自署押印)

宅地建物取引士登録番号 () 第 _____ 号

氏名 _____

印 _____

駐車場賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

(賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

~~二(敷金)二 第4条全文削除~~

~~第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。~~

~~3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。~~

~~4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。~~

~~5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。~~

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件をおいてはならない。

2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係わる公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

(甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保全、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

- 2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。

整理番号

17

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 7月 31日, 8月31日, 9月29日
支出額	<p>百万 千</p> <p>270000円</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $100,000 \times 0.9 = 90,000 \times 3 = 270,000$)</p>
使途	8,9,10月分事務所賃借料
支出先	株式会社 ヨコハウス

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団

印

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 5年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 5年 8月 25日

賃貸人 (甲) 東京都千代田区神田松永町18番地1
株式会社ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人 (乙) 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物件の表示 —

建物名称 大宮パストラルハイム
所在地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室 1階部分105号室48.5㎡

以上

覚書

賃貸人 株式会社ヨコハウス (以下「甲」という) と 賃借人 藤井たけし事務所 (以下「乙」という) とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書 (以下「原契約」という) の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3年 12月 27日

賃貸人 (甲)

東京都千代田区神田松永町18番地1
株式会社ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人 (乙)

住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム 105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物件の表示 —

建物名称	大宮パストラルハイム
所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地 (住居表示)
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室	1階部分105号室48.5㎡

以上

貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は未記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないように取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
 - (1) 賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
 - (2) 本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
 - (3) その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

(1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。

(2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。

3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。

2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。

3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地変その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
平成 元年 6月 1日

賃貸人(甲) 住所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人(乙) 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78 大宮パスタビル105号室

氏名 藤井 たけし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	<u>105</u> 号室
床面積	<u>48.5</u> m ²

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

整理番号			20
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> <input type="text" value="5"/>年 <input type="text" value="7"/>月 <input type="text" value="31"/>日, 8月31日, 9月29日 </p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;"> 百万 千 <input type="text" value="40"/> <input type="text" value="500"/> 円 </p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法: $15,000 \times 0.9 = 13,500 \times 3 = 40,500$)</p>
<p>使 途</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">8,9,10月分 駐車場賃借料</p>
<p>支 出 先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団 印

駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[REDACTED]	印鑑	●
	氏名			
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	●
	氏名	藤井 健克		

1	場所	さいたま市大宮区浅間町2-73 ⁻¹		
2	駐車場区画	[REDACTED]		
3	車両	車名	登録番号	特約 登録車両以外無断駐車厳禁
4	賃料	一カ月 15,000円	支払方法 当月末翌月前納	特約 2カ月分滞納のときは無催告解除
5	期間	自 年 月 日 至 年 月 日	満 年間	特約 更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約 違反のときは無催告解除
8	解約	賃貸人 カ月前予告 賃借人 / カ月前予告 解約可能		
9	保証金	金 0 円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還		
10	その他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。		

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号 209

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 7 月 31 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">8396</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	9	8396
百万	千	円							
1	9	8396							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>7=事務所費(事務所賃借料) 220,440 × 90% = 198,396</p> <p>R5, 8月, 9月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
----	--

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*** **** *	
取扱店	お取引日	時刻	
33943	05-07-31	13:02	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥220,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
円 円 円			

※領収書等貼付欄

使用するこ。

お振込明細またはご案内

お三井住友銀行
春日部支店
普通 7128326
か) カスカベツツウタクキョウトウハ様

ツラトキヒト セイムカットウツムツヨ様

電話番号 048-795-7140
取扱番号 400368

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年、②に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 白 土 幸 仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101		
	所 在 地	(住居表示) 春日部市中央1-59-4		
		(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4		
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月
面 積	49㎡			
附 属 施 設	1階事務所前面 1台駐車場			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2021年 12月 15日 から 2023年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 2021年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額100,000円 (別途消費税相当額 10,000円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主様のご判断でご加入ください。	礼 金	100,000円 (別途消費税 10,000円)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	XXXXXXXXXX	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	
	<input type="checkbox"/>	名義人	XXXXXXXXXX
	<input type="checkbox"/>		

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年12月15日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	白土 幸仁	TEL 098-795-7146
	住所	春日部市瑞後西3-4-13	
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL [Redacted]
	住所	[Redacted]	
	極度額 金、4,000,000円		

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県春日部市粕壁5670-2 048-754-8088	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社 春日部市住宅共同販売セ 石塚薫	商号又は 名称
	代表者の氏名	[Redacted]	代表者の 氏名
	免許証番号	埼玉県 知事 (12)第6797号	免許証番 号
	免許年月日	平成29年 5月27日	大臣 知事 ()第 号
宅地建物取引士	氏名	[Redacted]	氏名
	登録番号	[Redacted]	()第 号
	業務に従事する 事務所名	主たる事務所に同じ	業務に従事す 事務所 名
	事務所所在地 TEL		事務所所 在 地 TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号			1	9
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日	5年 7月 31日 及8月31日10月2日	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29040</td> <td></td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		29040	
百万	千	円							
	29040								

使 途	事務所セコム使用料 令和5年7,8,9月分 $36,300 \times 0.80 = 29,040$
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団				
セコム株式会社					
7月分	12100 円	×	0.8	≒	9680 円
8月分	12100 円	×	0.8	≒	9680 円
9月分	12100 円	×	0.8	≒	9680 円
	円	×		≒	円
				合計	29040 円
政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする					

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

119

11

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

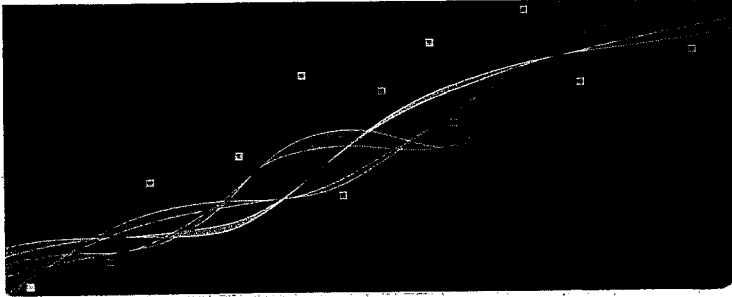
店番 □ 口座番号

[Redacted]

埼玉県議会 木下 博信様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
05-07-31	振替	*12,100	円
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
05-08-31	振替	*12,100	円
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
05-10-02	振替	*12,100	円
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> 日
支出額	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 百万 千 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="6"/> 円 </div> <p style="font-size: small; text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(按分した場合の積算方法 $176407 \times 09 = 158766$)</p>
使 途	事務所賃料・馬埤場 8月分
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

18-2

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル		2階	201号室
	所在地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5 (登記簿)			
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建			
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月	
	面 積	2階の一部 約50.89m ²			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	礼 金	(賃料1ヵ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	☑振 込	XXXXXXXXXX	

18-3

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5		
	名称	松本駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額16,500円(消費税10% 1,500円含む)		
敷金	金 円		
支払期限： 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[]	
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		

頭書(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理者	商号又は名称	[]
所在地	[]	TEL []
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

整理番号			24
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>年</td> <td>8</td> <td>月</td> <td>1</td> <td>日</td> </tr> </table>	5	年	8	月	1	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>456</td> <td>00</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		456	00
5	年	8	月	1	日										
百万	千	円													
	456	00													

使 途	<p>駐車場代(2ヶ月分)</p> <p style="text-align: right;">$¥7000 \times 0.8 = ¥5600$</p>
-----	---

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">別紙明細</div>	
<p>_____ (振込手数料)</p>	
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号

24 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

入出金明細

詳細

取引日 2023/08/01

入出金 -7,000 円

残高 [REDACTED] 円

内容 三菱UFJ銀行 [REDACTED] 普通預金
[REDACTED] (依頼人
名：モリ イクマ 振込予定日：2023
年08月01日 管理番号： [REDACTED]
[REDACTED])

駐車場貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	[REDACTED]	第 3 号
車種及びナンバー	[REDACTED]	
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也	

貸主(甲)と借主(乙)は、前記条項を双方承諾の上、
第1条 貸借契約は、令和5年6月6日より
5日迄/ヶ月とする。貸し期間満了の場合、
借主は借料を返すこととなる。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して
支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞りたる場合は、金の有
無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解
除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き
他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権
の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、
甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により
危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その
他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損
害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負
わないものとする。

24-2

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべ
き事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に
損害を賠償するものとする。
第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い
通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。
特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印し
て各1通を所持する。

令和5年6月6日

借主(甲) 住所 [REDACTED]
借主(乙) 住所 運田市東6-8-4
氏名 森 伊 久 磨
印 048-708-2011

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>5年8月1日</p> <p style="font-size: small;">8月31日, 9月29日</p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;"> 3 2 4 0 0 </p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	---

<p>使 途</p>	<p>8,9,10月分 駐車場賃借料</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3$</p>		
------------	--	--	--

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="text-align: right;">= 32,400</p>
----------------	---

別紙明細

_____ [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



2014年用

No.

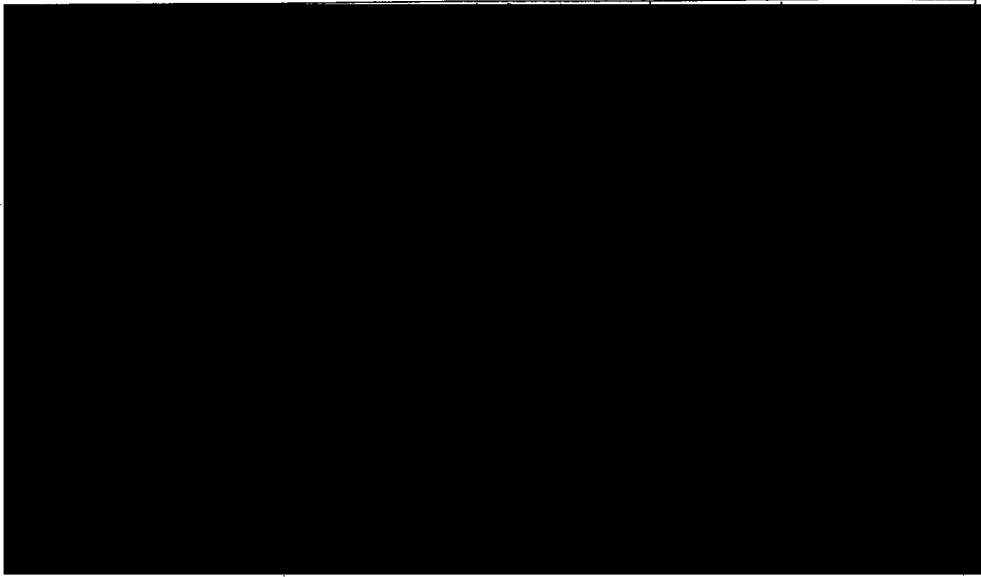
領収証




藤井たけし

日 年 月 日
日 年 月 日

約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を
申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外の
ものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については
一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。



2023 年 8 月分	2023 年 8 月 1 日 受取りました ¥12000-	領 収 印 鑑	
2023 年 9 月分	2023 年 8 月 31 日 受取りました ¥12000-	領 収 印 鑑	
2023 年 10 月分	2023 年 9 月 29 日 受取りました ¥12000-	領 収 印 鑑	

整理番号			1	3
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2025年 8月 1日 及び8月25日,10月12日	支出額	百万 千 円 3 1 3 0 5 6 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	-------------------------------	-----	---

使 途	事務所賃貸料 令和5年7,8,9月分 $390000 \times 0.8 + 1,320 \times 0.80 = 313,056$
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

	家賃	振込手数料	
7月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 8月1日 振込
8月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 8月25日 振込
9月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 10月12日 振込
	合計		313056 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

13 - 1

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
50504	05-08-01	11:47	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥130,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳		認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 [Redacted]

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011
取扱番号 300038

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
10405	05-08-25	11:10	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥130,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳		認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 [Redacted]

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011
取扱番号 400025

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
10403	05-10-12	14:53	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥130,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳		認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 [Redacted]

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011
取扱番号 400020

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

事務所用建物賃貸借契約書

貸主(甲)



借主(乙) 木下博信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称	[] 建物を事務所として賃貸借		
	所 在 地	〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号		
	建て方	一戸建	構 造	木 造 二階建て
				工事完了年 平成12年完了 以後大規模修繕等なし
住戸部分	間 取 り	1 階 2LDK		2 階 3K納戸付
	面 積	135,22㎡		(それ以外にバルコニーあり)
	設 備 等	トイレ 有り 浴室 有り 洗面台 有り 洗濯機 有り 給湯設備 有り ガスコンロ 有り 冷暖房設備 有り 備え付け照明設備 有り 鍵 3 個		特記事項なし
		使用可能電気容量 50 アンペア ガス 都市ガスあり 上下水道 公共上下水道・浄化槽あり		
付属施設	駐 車 場	含 む		
	バイク置場	含 む		
	自転車置場	含 む		
	物 置	含 む		
	庭	含 む		

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに（第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては直ちに）本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協 議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

[Redacted]



(乙) 住 所
氏 名

木下博信



(丙) 住 所
氏 名

[Redacted]



整理番号 92 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 8 月 3 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">53</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">240</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		53	240
百万	千	円							
	53	240							
使 途	<p>133,100円 $\frac{1}{2} \times \frac{8}{10} = 52,240円$</p> <p>自民党草加支部共同事務所のため前半 政務活動に使用する割合が 50%以上であるため</p>								

領 収 証

No. 007755

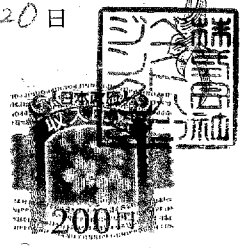
浅井明 様

2023年8月20日

金額 ¥ 133,100-

但し 森田ビル 201号室 2023年8月分賃料として(2023年8月3日入金)

上記の金額正に領収いたしました



内 訳

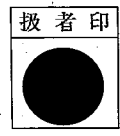
税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウ

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885



社印・抜者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

92-2

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35.34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日から	3年0月間
終期	2026年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引					
		円			円
礼金		円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名			口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

92-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
- ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
- ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 代理印 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号 [Redacted] 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted]

所属する事務所 本店 宅地建物取引士

整理番号 93-1

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>		
<p>支出年月日</p>	<p>5年8月9日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p style="text-align: center;">4400</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所看板代(8AS)</p> <p>5,500円 × 8/10 = 4,400円</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため</p>		

領 収 証

No. 007758

浅井明 様

2023年8月20日

金額

¥5,500-

収 入
印 紙

但し森田ビル201号室 2023年8月分看板(1)代として(2023年8月3日入金)

上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウ

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

93-2

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35.34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の	3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引					
		円			円
礼金		〆 円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う			
		<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
		振込先金融機関名・支店名		口座種別	
		口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

93-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
 ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
 ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
 ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 代理印 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
 氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
 商号 株式会社 ベストハウジング 商号
 代表者等 八巻 康雄 代表者等 印
 登録番号 [Redacted] 号 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 [Redacted] 所属する事務所 本店 宅地建物取引士 印

整理番号

		2	/
--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">8</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td></tr> </table> 日	0	5	0	8	0	6	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">千</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9800</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	9800
0	5														
0	8														
0	6														
百万	千	円													
	1	9800													
使 途	<p>事務所ドアノブ交換工事代 22,000 × 0.9 = 19,800.0</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>														
領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団														

領 収 証

屋花瑛に政務活動の事務所様

No. _____
2023年 8月 6日

領収金額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">¥</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr> </table>			¥	2	0	0	0
		¥	2	0	0	0		

但し ドアノブ交換工事代
上記の金額正に領収致しました

内 訳	現金	¥22,000	円
	小切手		円
	クレジット		円
	振込		円

印 紙 欄

一級建築士事務所 第9675号
建設業許可 第961号
宅建業免許 第23071号
防災表示者認定番号 E⑩9095

住まいのトータルアドバイザー
京屋商
代表取締役 林 隆
上尾市仲町一丁目5番10号
TEL 048(771)0179(代) FAX 048(772)1226

抜 者

※ 社印及抜者印又は署名抜印なきものは無効とします

整理番号 0020

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	0 5 年 0 8 月 1 7 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">35099</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	4	1	35099
百万	千	円							
4	1	35099							

使 途	<p>政務活動事務所家賃 9月分 税込手数料110円含む</p>
-----	--------------------------------------

領収書等貼付欄

$$150110 \times 0.9 = 135099$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

政務活動に使用する割合が 9/10のため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

印刷

振込日	2023/08/17
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	0 円
出金金額合計	150,110 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

[閉じる](#)

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日 から	3 年 月間	
終期	2026年7月11日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	(内消費税等	円	・ 税率	%)
共益費(管理費)	月額	0 円	(内消費税等	0 円	・ 税率	0 %)
保証金(敷金)		0 円	賃料の	ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引						
		円				円
礼金		0 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号			口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

0026-4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	<input type="checkbox"/>	円
--------	-------------------------------	-----	--------------------------	---

特約条項

- ◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
- ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市市場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]
 極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 貸主 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 0359 号
 事務所所在地 埼玉県川越市市場
 商号 株式会社 秀拓
 代表者等 米原 恭淳
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 第 号
 事務所所在地
 商号
 代表者等
 登録番号 第 号
 宅地建物取引士

整理番号 20

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> 5年 <input type="text"/> 8月 <input type="text"/> 18日、5年9月7日
支出額	8月分 事務所賃料 66,000円 共益費 2,200円 9月分 事務所賃料 66,000円 共益費 2,200円 (按分した場合の積算方法 $136,400 \times \frac{8}{10} = 109,120$)
使 途	事務所賃料、共益費
支 出 先	株式会社 サンハウジング

百万 千
 円
 ※ 政務活動費を充当した金額を記載

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団 

事業用建物賃貸借契約書

貸主

(以下「甲」という)と借主 柴 寛美

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	大島ハイツ		1 階	101号室	
	所在地	(登記簿) 春日部市南四丁目 3520番地21、3520番地22				
		(住居表示) 埼玉県春日部市南四丁目26-4				
	種類	アパート	家屋番号	3520番21		
	構造	木造			/	2 階建
面積	専有(壁芯)	20.00 m ² (約 6.05 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)		
	バルコニー	m ² (約 坪)				
物件の所有者	(住所)	[Redacted]				
	(氏名)	[Redacted]				
頭書(2) 賃貸借条件	使用目的	事務所				
	賃料	月額	66,000 円(うち消費税 6,000 円)	敷金	(賃料の 1 ヶ月分)	
		管理費	月額 円(うち消費税 円)		(金額)	60,000 円
	共益費	月額	2,200 円(うち消費税 200 円)	礼金	(賃料の 1 ヶ月分)	
		駐車料	月額 円(うち消費税 円)		(総額)	66,000 円
	付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	権利金	(うち消費税)	6,000 円
		雑費	月額 円(うち消費税 円)		(総額)	円
	保険料	総額	19,000 円(うち消費税 円)	更新料	(うち消費税)	円
		保証料	68,200 円		新賃料の 1 ヶ月分	(別途消費税)
	保証金	円(3.3m ² 当たり)	更新手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分		
		敷金・保証金の返還時期		本物件の明渡し後		
	保証金の償却	・建物明渡し時に %	・契約更新時毎に %			
		(総額) 円 (うち消費税) (円)	(総額) 円 (うち消費税) (円)	(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		
	その他					
契約期間	令和5年06月02日 から 令和7年06月01日迄の 2年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所)				
	持参先	(氏名)				
	振込先	口座No.	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)			
	口座名義人			68,200 円		
口座引落	委託会社名 保証会社					
翌月分を毎月 27 日迄に前払(翌月前払)。 但し、振込の場合は、27日までに入金を確認できるものとする。						

頭書(3) その他	付属施設	駐車場はお店の前(向かって左側)に小型車のみ1台駐車可				
	貸与する鍵一覧	自動ドア		自動ドア		シャッター
			No.		No.	No.
			No.		No.	
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 令和5年06月02日				ポストボックス		

頭書(4) 特約事項	別紙、特約事項を参照してください。
---------------	-------------------

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

令和5年5月26日

	貸主・甲	借主・乙
住所	〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1	
電話番号	048-739-1235	
氏名	貸主代理人 株式会社サンハウジング 代表取締役 金子 勝博	榮寛美
乙の連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)
保証機関	エルズサポート(株)	

(緊急時の連絡先)	〒 (住所) (氏名) (電話番号) (乙との関係)
-----------	----------------------------

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事(2)第22757号	免許番号	埼玉県知事(16)第000号
主たる事務所	埼玉県春日部市大場1057番地1	主たる事務所	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5
商号	株式会社サンハウジング	商号	株式会社マルヤ住宅
代表者	代表取締役 金子 勝博	代表者	代表取締役 新井
宅地建物取引士		宅地建物取引士	
登録番号		登録番号	
氏名		氏名	
事務所名	株式会社サンハウジング	事務所名	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5
所在地	埼玉県春日部市大場1057番地1	所在地	株式会社マルヤ住宅
電話	048-739-1235	電話	TEL048-761-3737 FAX048-761-7010

特約事項

乙は契約時【エルズサポート（株）】の提供する賃貸保証委託契約を締結し保証料を負担すること。また1年毎の更新保証料を負担すること。

乙は契約時、借家人賠償特約付き家財保険に加入すること。更新時も同様とする。

契約当初から1年未満に本契約の解約又は解除した場合は短期解約違約金として賃料の1ヶ月分相当額60,000円を甲へ支払うこと。

乙は敷地内の庭木の手入や除草等の管理をし、ゴミや物品等を放置せず常に清潔を保つこと。

乙が鍵の交換を希望する場合、乙の費用負担にて甲の指定する業者へ依頼し1本以上を甲へ渡すこと。乙が鍵を1本でも紛失した場合、乙は鍵交換費用を負担すること。

本契約にかかわる振込手数料及び口座引落手数料は乙の負担とする。

室内外の建具の建付けや修理・交換は乙の負担とする。

本物件近隣より苦情等があった場合、乙が誠意をもって対処すること。

賃料等に関して将来消費税率が変更になった時には、当然その税率に合わせて賃料等の総額も増減する。

乙が造作、設備の新設、除去、変更その他本物件において現状を変更するいかなる場合も、消防法・建築基準法・その他関連法規を厳守し、必要があれば申請又は届出を消防署・春日部市役所等関係部署に提出し施工すること。又、現状変更をする場合にはあらかじめ甲に対し、事前に設計図等工事の内容を明らかにする書面を提出し、いずれの法規にも抵触していないことを、一級建築士等専門的知識の有る者より説明し、甲からその承諾を得なければならない。尚、これに違反した場合には、そのために生じた賠償責任はもちろんのこと、直ちに原状回復の義務を負うこととする。

白蟻を除く害虫や害獣の駆除は乙の負担とする。

棚・ブラインド・照明器具・換気扇・湯沸器・シャッター・シャッター棒・光コンセント・TVアンテナ・看板・自動ドア・火災警報器・キッチンシンク等の建物の躯体に係るもの以外全ての修理・交換は乙の負担とする。

建物に看板を設置する場合は、自動ドア入口上部にある既存の看板を利用すること。それ以外の固定看板は不可とする。

以上。

令和5年5月26日

特約事項の内容を確認し承諾します。

乙 住所

氏名

榮寛美

整理番号 9

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p> 5 年 8 月 2 1 日</p>	<p>支出額</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">168</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">300</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		168	300
百万	千	円							
	168	300							

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(8月分・9月分)</p> <p>(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $187,000 \times 0.9 = 168,300$</p>
------------	--

<p>領収書等貼付欄</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">キャッシュサービスご利用明細</p> <p style="font-size: small;">毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td> </td> <td>** </td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>38305</td> <td>05-08-21</td> <td>15:11</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥187,000</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引現金内訳</td> <td>(印) (認) 証</td> </tr> <tr> <td>(1万円)</td> <td>(5千円)</td> <td>(1千円)</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">お振込明細またはご案内</p> <p>埼玉りそな銀行 白岡支店 普通 3648482 1) タクチツユタク様</p> <p>ワタナベソウイチロウセイムカットウツム様</p> <p>電話番号 取扱番号 210016</p> <p style="font-size: x-small;">*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>③ 事務所家賃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月分 93500円 ・ 9月分 93800円 <p>(振込手数料)</p> <p>合は、別紙を使用すること。 (と)</p> </div>	取引銀行	取引店	口座番号	0017	 	** 	取扱店	お取引日	時刻	38305	05-08-21	15:11	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥187,000	¥0	お取引後の残高(円)		おつり	*****			お取引現金内訳		(印) (認) 証	(1万円)	(5千円)	(1千円)	円	円	円	<p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p>
取引銀行	取引店	口座番号																																
0017	 	** 																																
取扱店	お取引日	時刻																																
38305	05-08-21	15:11																																
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																
振込	¥187,000	¥0																																
お取引後の残高(円)		おつり																																

お取引現金内訳		(印) (認) 証																																
(1万円)	(5千円)	(1千円)																																
円	円	円																																

※領収書等に
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	シオン店舗1階 102号室		
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4		
構造・規模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	38	m ²

(2) 使用目的

政務活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日 から	3年0月間
終期	2026年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 93,500 円	(内消費税等 8,500 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 円	(内消費税等 円・税率 %)
保証金(敷金)	187,000 円	賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		
テナント総合保険	22,500 円	仲介手数料 93,500 円
礼金	93,500 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 28 日までに支払う
	<input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

9-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- 消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。
 - 本契約において、田中三郎を連帯保証人とする。
 - 更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。
 - 口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。
 - 口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料は乙の負担とする。
 - 本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします(借主負担)。
 - 既存の流し台は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。
 - 退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。
 - 退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。
- 以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023. 年 7 月 | 日

貸主 住所

[Redacted]

代理人有限会社田口住宅

氏名

[Redacted]

印

電話番号 0480 (85 [Redacted]

借主

住所

[Redacted]

氏名

渡辺 聡一郎

電話番号

[Redacted]

連帯保証人

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

電話番号

[Redacted]

極度額

3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書式を兼ねています)

取引態様

媒介 ・ 代理

取引態様

媒介 ・ 代理

免許証番号

埼玉県知事 (12) 第 8776 [Redacted] 号

免許証番号

第 [Redacted] 号

事務所所在地

埼玉県白岡市小久喜1195 [Redacted]

事務所所在地

商号

有限会社 田口住宅 [Redacted]

商号

代表者等

吉岡 由隆 [Redacted]

代表者等

登録番号

[Redacted]

登録番号

第 [Redacted] 号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

整理番号			82
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td>年 <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td>月 <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td>日 </tr> </table>	5	8	2	1	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">9</td> <td style="width: 20px;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>		6	3	3	9	6
5	8	2	1										
	6	3	3	9	6								

使 途	<p>事務訂家賃(9月分)</p> <p><送金料を含む></p>	<p>$70,440 \times 0.9 = 63,396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---	---

領収書等貼付欄

$70,000 + 440 = 70,440$

③事務訂家賃(9月分)

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-08-21	103529	通帳送金
記号	番号	
*****	****	
取扱番号	お取引金額	
N067	*70,000	
	残高	
<p>送金料金 *440円</p> <p>振込予定日 05-08-21</p> <p>タケウチ マサフミ</p>		

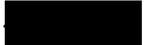
ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)、

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和5年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和5年4月1日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 

整理番号 / / >

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 5 年 8 月 >3 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">665</td> </tr> </table>	百万	千	円					5	665
百万	千	円										
	5	665										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>浄化槽注薬管理料(本宿事務所) 1 11,330 × 1/2 = 5665</p>
-----	--

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

●お取引金額をお確かめください。
●お取引後残高欄の金額欄部に「-」印がある場合はお借入残高を表わします。

お取引日	取扱店番	機番	取扱番号
5-08-23	018	41	1237
金融機関コード		口座番号	

万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円
1			2						

お振り込み	お取引金額	
	¥11,000	
取扱時間	受付番号	お取引後残高
12:23	0015	

振込手数料 ¥330 手数料 ¥0

埼玉縣信用金庫 岩槻支店

普通預金 0713724

アスマカンキョウセイヒ(カ)様

ご依頼人 電話 048-758-1624

コジマノブアキ様

お釣 ¥670

埼玉縣信用金庫

《さいしん》からのご案内 裏面をご覧ください →

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

こと。
ない場合は、別紙を使用すること。
(付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

94

-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</div> 年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">8</div> 月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</div> 日 </div>
支出額	<div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; gap: 10px;"> 百万 千 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">6</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> 円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</p>
使 途	9月分事務所賃借料
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号 9 5

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 5 年 0 8 月 2 4 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">2</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>				3	5	2
			3	5	2				

使 途	<p>9月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">4 4 0 × 0.8 = 3 5 2</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38041	05-08-24	10:54	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			
(1万円)	(5千円)	(1千円)	

お受取人		登録番号	0007
ご依頼人	サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ヲ様		
	電話番号	048-541-8110	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
	取扱番号	400026	

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			56
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦ 事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>年</td> <td></td> <td>8</td> <td>月</td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> <td>日</td> </tr> </table>		5	年		8	月		2	5	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>千</td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	百万										千		1	8	9	9	9				円									
	5	年		8	月		2	5	日																																		
百万																																											
千		1	8	9	9	9																																					
円																																											

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場更新料 (3台分) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	---

領収書等貼付欄 横川 雅也	(株)松堀不動産 21,110円 (手数料110円) × 9/10 = 18,999
-----------------------------	---

別紙

05-08-25	送金	更新料 *21,000	ATM (カ) マツホリフ	
05-08-25	手数料	*110		

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED] 号

車種	軽自動車、初秋	車番		色	グレー
----	---------	----	--	---	-----

契約 条 項	駐車料	月額	7,000 円	(内消費税)	636 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円	(内消費税)	1,909 円
	更新費用合計金額		21,000 円(税込)		

※入金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2023年9月1日	終了日	2025年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
 なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
 *弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13		自宅TEL	
氏名	横川雅也事務所	続柄	事務員	携帯

担当者 [REDACTED]

5 年 7 月 10 日

(甲) 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

(乙)

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
 株式会社 松堀不動産



所在地 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

会社名 横川雅也事務所
 県政調査室

電話番号 TEL (0493)77-5050
 FAX (0493)77-1000

書類送付先 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

整理番号

		9	7
--	--	---	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td></tr> </table> 日		5		8		2	5	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>			2	7	0	0	0
	5																
	8																
	2	5															
		2	7	0	0	0											

使 途	<p>事務所家賃(9月分)</p> <p style="text-align: right;">30,000 × 0.90 = 27,000.0</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 家賃(9月分)
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
56503	05-08-25	13:17	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
お取引現金内訳		↓ C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円

※ 領収書は、重ねて貼付しない
※ 領収書を貼るスペースが足り
 (別紙にも整理番号(枝番)を)

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0002

カキマタカリセイムカット ウツムシヨ様

電話番号

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、○の代
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡(登記面積	㎡)	
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="padding: 5px;">令和1年6月24日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	※振込手数料は借主負担となります				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

整理番号			9	8
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr><td>5</td><td>年</td><td>8</td><td>月</td><td>25</td><td>日</td></tr> </table>	5	年	8	月	25	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>000</td> </tr> </table>	百万	千	円		9	000
5	年	8	月	25	日										
百万	千	円													
	9	000													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代(9月分) $10,000 \times 0.90 = 9,000.0$
-----	---

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 領収書等貼付欄 </div> <p>③ 駐車場代(9月分) ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団</p>	<p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> キャッシュサービスご利用明細 <small>毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。</small> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td></td> <td>***</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>56503</td> <td>05-08-25</td> <td>13:22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥10,000</td> <td>¥0</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>おつり</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引現金内訳</td> <td>硬貨</td> <td>認証</td> </tr> <tr> <td>(1万円)</td> <td>(5千円)</td> <td>(1千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>お振込明細またはご案内</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 登録番号 0004 9 7 11 カキマ タカシ様 </div> <p>ご依頼人 電話番号 [] 取扱番号 250001</p> <p style="text-align: right;">印紙税申告納付につき浦和税務署承認済</p>	取引銀行	取引店	口座番号		0017		***		取扱店	お取引日	時刻		56503	05-08-25	13:22		お取引内容	お取引金額(円)	手数料		振込	¥10,000	¥0		お取引後の残高(円)		おつり				おつり		お取引現金内訳		硬貨	認証	(1万円)	(5千円)	(1千円)		円	円	円	円
取引銀行	取引店	口座番号																																											
0017		***																																											
取扱店	お取引日	時刻																																											
56503	05-08-25	13:22																																											
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																											
振込	¥10,000	¥0																																											
お取引後の残高(円)		おつり																																											
		おつり																																											
お取引現金内訳		硬貨	認証																																										
(1万円)	(5千円)	(1千円)																																											
円	円	円	円																																										

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、(別紙にも整理番号(枝番)を付

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○」)
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

貸主 [redacted] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

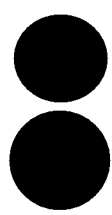
自動更新

[redacted]

[redacted]

貸主 署名 [redacted]

借主 署名 柿沼貴志



整理番号			9	9
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>年</td> <td>8</td> <td>月</td> <td>25</td> <td>日</td> </tr> </table>	5	年	8	月	25	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">百万</td> <td colspan="2">千</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </table>				4	5	0	0	百万			千		円	
5	年	8	月	25	日																		
			4	5	0	0																	
百万			千		円																		
※政務活動費を充当した金額を記載																							

使 途	駐車場代(9月分) $5,000 \times 0.90 = 4,500.0$
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 駐車場代(9月分)
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
56503	05-08-25	13:22
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
¥		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)		

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、(別紙にも整理番号(枝番)を付す)

お振込明細またはご案内

登録番号 0003

カキヌマタカツセイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号 [Redacted]

取扱番号 250002

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇件とし
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2	
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所 []

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円

支払期限: 契約時一括支払い

支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名: []
	2. 振込	預金: [] 口座番号: [] 口座名義人: [] 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

2 乙は
3 乙は
一 厨
二 厨

(乙の
第6条

(契約
第7条

※印は実印

場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本条
損害が

整理番号 78

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>15年 8月 25日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>49500</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p style="font-size: 1.2em;">政務活動事務所賃料(9月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p>(按分した場合の積算方法) $55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
------------	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
56704	05-08-25	18:58	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)	認 証
	円	円	円

55,000

0 [振込手数料]

55,000

お受取人	[Redacted]
登録番号	0002
ご依頼人	チハ タツヤ様
電話番号	[Redacted]
取扱番号	250001

紙を使用すること。

※領収書等には、①年(日) ②金額(千円) ③発行日(月) ④発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ⑤宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ⑥支出されたか分かるような記載) ⑦発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ⑧宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ⑨支出されたか分かるような記載) ⑩発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ⑪宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ⑫支出されたか分かるような記載) ⑬発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ⑭宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ⑮支出されたか分かるような記載) ⑯発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ⑰宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ⑱支出されたか分かるような記載) ⑲発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ⑳宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ㉑支出されたか分かるような記載) ㉒発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ㉓宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ㉔支出されたか分かるような記載) ㉕発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ㉖宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ㉗支出されたか分かるような記載) ㉘発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ㉙宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ㉚支出されたか分かるような記載) ㉛発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ㉜宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ㉝支出されたか分かるような記載) ㉞発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ㉟宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ㊱支出されたか分かるような記載) ㊲発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ㊳宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ㊴支出されたか分かるような記載) ㊵発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ㊶宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ㊷支出されたか分かるような記載) ㊸発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ㊹宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ㊺支出されたか分かるような記載) ㊻発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ㊼宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ㊽支出されたか分かるような記載) ㊾発行者(印紙税申告納付につき浦和税務署承認済) ㊿宛名が記載されていること(印紙税が納付されない場合は*印で消しております。→) ㊿支出されたか分かるような記載)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED]

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙)千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第三者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第三者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遼也



整理番号			3	9
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>年</td> <td>8</td> <td>月</td> <td>25</td> <td>日</td> </tr> </table>	5	年	8	月	25	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">百万</td> <td colspan="2">千</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万		千		円		1	3	7	6	0	0
5	年	8	月	25	日																
百万		千		円																	
1	3	7	6	0	0																

使途	<p style="text-align: center;">事務所費 賃借料 (9月分)</p> <p style="text-align: right;">$172,000 \times 0.8 = 137,600$</p>
----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

_____ [振込手数料]

=====

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 39 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
36302	05-08-25	17:35
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥172,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 千円 千円		印紙税 円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ワラビ
普通 0005992
U.アカイワツトウサヨ様
登録番号 0001
ホヤタケツセイムカツトウツムツヨ様

お依頼人
電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 250002

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

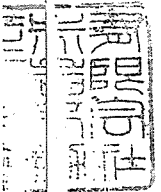
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

契 約 書

ゴールドハイツ 102号

令和5年7月 1日から

令和8年6月30日まで



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	1階102号室 ゴールドハイツ蕨 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 蕨市中央3丁目17番23号 (登記簿) 蕨市中央三丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
	面 積	50.15㎡		
附 属 施 設		なし		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附 属 施設料	なし	礼金	150,000円)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	[REDACTED]	本 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頁書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頁書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	有限会社赤岩不動産
	住所	蕨市中央1-25-6

管理業者	商号又は名称	
------	--------	--

所在地	TEL	
-----	-----	--

「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第	号
---	------------	---

(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
----------------------	------------------------------	--

管理担当者	氏名	
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)	

※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頁書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	1,720,000円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第

頁書(8) 更新に関する事項

更新料1か月分 事務手数料4分の1+消費税

頁書(9) 特約事項

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
- 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
- 3 飲食店不可
- 4 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名 有限会社赤岩不動産	TEL 048-431-2325
	住所 蕨市中央1-25-6	
乙・借主	氏名 保谷武	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
丙・ 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
	極度額 1,720,000円	

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常規
	免許証番号	埼玉県知事免許(10)第10971号
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	[REDACTED]
	登録番号	([REDACTED]) 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社赤岩不動産
	事務所所在地 TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができ、この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、全に補填するものとする。

甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

は、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

保証金)

条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を示しなければならない。

反社会的勢力ではないことの確約)

条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡又は転貸してはならない。

止又は制限される行為)

乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、担保の用に供してはならない。

乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切行為を行ってはならない。

銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

騒音等の迷惑行為を行うこと

第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すこと
により、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号掲げる行為を行ってはならない。

階段・廊下等共用部分への物品を置くこと

階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

2)の管理義務)

条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良な管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

3)の約期間中の修繕)

条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当事由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え

その他費用が軽微な修繕

4)の解除)

条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

乙は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙が第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
その他乙が本契約の各条項に違反したとき

銀行取引の停止

破産手続きの開始

民事再生手続きの開始

会社更生手続きの開始

特別清算手続きの開始

又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずし本契約を解除することができる。

第7条の確約に反する事実が判明したとき

契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げるものを行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

からの解約)

乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めにべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この

において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

の終了)

本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによつて終了する。

し)

乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日(明渡し完了の日)までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

時の原状回復)

本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化等により、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

い事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

立入り)

甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得本物件内に立ち入ることができる。

甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

の通知義務)

甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

賃料等支払い方法の変更

頭書(6)に記載した管理業者の変更

の通知義務)

乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

長期に休業するとき

連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更

連帯保証人の死亡又は解散

連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

損害金)

乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合に延滞損害金を支払うものとする。

債務の担保)

本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする

丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限とする

丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権について強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったときに限る

丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

乙の財産及び収支の状況

本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で意図した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

ロ

地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認める事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする

ハ

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合も法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

管轄裁判所

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とする。

その他の事項及び特約事項

前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書（8）又は（9）記載の通りとする。

重要事項説明書 [事業用建物賃借]

令和 5 年 6 月 30 日

業

不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容です。十分理解されるようお願いいたします。
 には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が不動産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

A	B
事務所所在地・TEL 鎌市中央1丁目25番6号 048-431-2325 又は名称 有限会社 赤岩不動産 代表者の氏名 代表取締役 赤岩 常光 印	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名 印
免許番号 埼玉県知事(10)第10971号	免許証番号 () 第 号
年月日 平成 30 年 12 月 25 日	免許年月日 平成 年 月 日
氏名 [Redacted]	氏名 印
登録番号 [Redacted] 号	登録番号 () 第 号
従事する事務所名 有限会社 赤岩不動産 事務所所在地・TEL 鎌市中央1丁目25番6号 048-431-2325	業務に従事する事務所名 事務所所在地・TEL
宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号	
地方本部の名称及び所在地 ※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照	
業務保証金の供託所及び所在地 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号	

表示

の住所・氏名	住所	巖市中央1丁目25番6号
	氏名	有限会社 赤岩不動産 431 TEL 2925

表示

称	ゴールドハイツ巖 / 階 102号室	
地	(住居表示)	巖市中央 3-17-23
	(登記簿)	巖市中央 三丁目 4356番 5
途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所・ <input type="checkbox"/> 店舗・ <input type="checkbox"/> 店舗事務所・ <input type="checkbox"/> 倉庫・ <input type="checkbox"/> ()	
造	鉄筋コンクリート / 5階建	
類	<input checked="" type="checkbox"/> マンション・ <input type="checkbox"/> ビル・ <input type="checkbox"/> アパート・ <input type="checkbox"/> 戸建・ <input type="checkbox"/> ()	新築年月 昭和60年4月
積	50.15 m ² (登記簿面積 m ²)	備考
属設	なし	

象となる建物に直接関係する事項

記録に記録された事項等(令和 5 年 5 月 7 日現在)

詳細は別添の登記事項証明書等参照。

住 所	巖市中央1丁目25番6号	
氏 名	有限会社 赤岩不動産	
有権にかかる 事に関する事項 <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ()	
有権以外の 事に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> ()	
人と貸主が <input type="checkbox"/> 同じ・ <input type="checkbox"/> 異なる→理由： <input type="checkbox"/> 転貸借・ <input type="checkbox"/> 相続・ <input type="checkbox"/>		

法令に基づく制限の概要等

法令名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 32 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 新都市整備基盤整備法 51 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 流通業務市街地の整備に関する法律 38 条 1 項の制限			
<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無				
限の内容				
物の存する	宅地造成等規制法	造成宅地防災区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明	
	土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明	
	津波防災地域づくり法	津波災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明 <input type="checkbox"/> 未指定	
	都市計画法・建築基準法	都市計画区域	内	市街化地域
		区域区分	外	
		用途地域	近隣商業地域	
<input type="checkbox"/> 資料参照	都市計画制限	<input checked="" type="checkbox"/> 制限なし <input type="checkbox"/> 制限あり		
考	中央第一地区 地区計画			

事務所、倉庫その他用途によって、別に消防法、風営法その他法令の制限を受けることがあります。その場合、法的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面（水害ハザードマップ）における
該建物の所在地

ザードの有無	洪水	<input checked="" type="checkbox"/> 有 図面名称： <input type="checkbox"/> 無（照会先： ）
	雨水出水（内水）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 図面名称： <input type="checkbox"/> 無（照会先： ）
	高潮	<input type="checkbox"/> 有 図面名称： <input checked="" type="checkbox"/> 無（照会先： ）
ザードにおける物の所在地	<input type="checkbox"/> 該当する図面（ハザードマップ）における当該建物の所在地については別添のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。	
考		

勿建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）

未完成物件に 該当します。（※資料にて完成時の形状を説明します。） 該当しません。

別についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

調査結果の有無	石綿使用調査の内容
	<p>【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせております。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者 () <input type="checkbox"/>管理組合 (区分所有建物の場合) <input type="checkbox"/>施工会社 ()</p>
	<p>【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿使用調査結果の記録 (調査年月日 年 月 日) ・調査の実施機関 _____ ・調査の範囲 _____ ・石綿使用の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (石綿の使用が有る場合) 石綿が使用されている箇所
考	

の耐震診断に関する事項

調査の有無	耐震診断の内容
	<p>【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせております。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者 () <input type="checkbox"/>管理組合 (区分所有建物の場合)</p>
	<p>【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し <input type="checkbox"/>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し (含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの) <input type="checkbox"/>指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
考	

建築確認通知書(確認済証)又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説

明通知書(確認済証)又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

引に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築

昭和56年12月31日以前である場合に説明します。

引に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載

年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

調査の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有(別添「建物状況調査の結果の概要(重要事項説明用)」参照) <input checked="" type="checkbox"/> 無
に実施した場合※)	<p>【照会先】</p> <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者 () <input type="checkbox"/> 管理組合 (区分所有建物の場合)
考	

状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。

（用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況）

水	用水	蕨市 / [メーター] 専用 048-432-5329
電	気	□小売電気事業者: 東京電力 (住所) _____ (電話) 0120-995-441 [容量] _____ アンペア / [メーター]
ガ	ス	□ガス会社: 東京ガス (住所) _____ (電話) 048-432-5242 / [メーター]
排	水	下水道 (本水洗)
	考	

物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

ト	所	
	イ	有 / / [ユニットバスの場合]
	室	無 /
	ャ	無 / [設置場所]
	面	無 / [ユニットバスの場合]
	湯	無 / [設置場所] / 使用
	ン	無 /
	ア	無 / 冷暖房 台 (使用) / 冷房 台 (使用) / 暖房 台 (使用)
	明	無 / . . .
	話	可 / ケ所
	ン	無 / ケ所
	聴	[TVアンテナ] () / 地上デジタル対応 / [その他の設備]
	レ	有 / 1基
	車	無 / 空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
	輪	有 / 空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円) 高橋肉店申込み
	用	無 / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
	考	

消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

引条件に関する事項

賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

4	月額 172,000円 〔別途消費税等相当額 円〕	管理費 (共益費)	月額 0円 〔別途消費税等相当額 円〕	敷金	150,000円 〔賃料 ヵ月分〕
5	0円 〔賃料 ヵ月分〕	家財 保険料	借主任意 円	附属 施設料	なし 月額 0円 〔別途消費税等相当額 円〕 なし
1	円	敷金	150,000円		円
の支払時期		翌月分を毎月 末 日までに		賃料等の支払方法	
				<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座引落	

の解除に関する事項

4を(2)ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除される場合があります。

5は、貸主に対して少なくとも(3)ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。

6が、別添契約書(案)第(11)条に該当したとき、契約を解除されることがあります。

契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

賠償額の予定又は違約金に関する事項

無・固有() 才10条参照

金又は預り金の保全措置の概要

講ずるかどうか 講じません。・講じます。(保全措置を行う機関:)

の種類・期間・更新等に関する事項

類	一般借家契約
間	令和5年7月1日から令和8年6月30日まで (3年6月間)
件の 時期	令和5年7月1日
新	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します(合意により再契約することはできません)。 <input type="checkbox"/>
考	

定期借家契約の場合

借借契約	事業用
の方式	公正証書に： <input type="checkbox"/> しません・ <input type="checkbox"/> します。→公正証書の費用負担：
の内容	<input type="checkbox"/> 本件建物について借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、令和 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。
	<input type="checkbox"/> 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。
	[中途解約権について] <input type="checkbox"/> 中途解約権の内容については、契約書（案）第 条のとおりです。

用途その他の利用の制限に関する事項

制限	店舗（物販）専用（ ） 事務所（ ）
の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 禁止又は制限される行為については、別添契約書（案）第 8 条のとおりです。 <input type="checkbox"/> その他規約等の定め（ ） <input type="checkbox"/>

金・保証金等の清算に関する事項

第6条(A) 参照

管理の委託先

対象物件が区分物の場合、その一棟の管理の	氏名(商号又は名称)	
	住所(主たる事務所の所在地)	Tel. _____
	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣（ ）第 _____ 号
が取引対象部 理を委託して 合、その委託	氏名(商号又は名称)	
	住所(主たる事務所の所在地)	Tel. _____
	管理担当者	氏名 賃貸不動産経営管理士登録番号() ※(一社)賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
	「賃貸住宅管理業者登録規程」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣（ ）第 _____ 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員の場合はその会員番号	()

敷地が借地の場合（該当する・しない）

期限	令和	年	月	日迄	内容	賃貸借契約書参照

Ⅲ その他の事項

1 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 1. 賃貸借契約書 (案)	<input type="checkbox"/> 6.
<input checked="" type="checkbox"/> 2. ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 7.
<input checked="" type="checkbox"/> 3. 中央駅一地区 地区計画の概要	<input type="checkbox"/> 8.
<input type="checkbox"/> 4.	<input type="checkbox"/> 9.
<input type="checkbox"/> 5.	<input type="checkbox"/> 10.

2 その他

1. 前借主の現況で引き継いだので 過去時内装はそのままです。その他の損害と与えた箇所は 修復するものとします。
2. エアコン、自動ドアは 残置物ですので 借主にて 修理 交換することとなります。
3. 飲食店は不可です。
4. 看板取付の際、管理組合の承認が必要です。

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

令和 年 月 日

借主 (住所)

(氏名)

印

整理番号 0084

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 8 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>駐車場賃借料(3台分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">18,000 × 0.9 = 16,200</p>
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
<p style="font-size: large;">領 収 証</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="font-size: large; margin-top: 20px;">小川 ただし事務所様</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">2023年 8月27日</p> <p style="font-size: large; margin-top: 20px;">★18,000-</p> <p style="font-size: large;">但 9月分</p> <p style="text-align: center;">上記正に領収いたしました</p>	
<p>内 訳</p> <p>税抜金額</p> <p>消費税額等(%)</p>	

※領収書(①発行者、②宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。))、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。))。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐車場賃貸借		
土地の表示	所 在	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1区画につき 6,000円	
	保証金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

〔甲の支払い条件〕

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

- 第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。
- 2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。
- 第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。
- 1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。
- 2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。
- 第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- 第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。
- 第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。
- 第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸主(甲)



借主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号			67
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 8月 28日	支出額	百万 千 円 61200
※政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所、駐車場、賃借料。 令和5年9月分	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $68.000 \times 0.9 = 61.200$
----	-------------------------	---

領収書等貼付欄	逢澤 至一 郎	埼玉県議会自由民主党議員団 ※ $69.100 - 1.100 = 68.000$ (自己負担分: 71,900円)
---------	---------	--



05-08-28 家賃 *69,100 家賃等

支出元 5.8.28 カ) タイエイハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [redacted] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(2019年6月1日を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、2023年6月1日から、2025年5月31日までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

Table with 2 rows: 更新料 (59,000円) and 更新事務手数料 (0円)

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

Table with 6 columns: 家賃, 共益費, 円, 円, 0円, 月額合計 (62,500円)

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

Table with 5 columns: 敷金, 原契約終了時の残存金額 (59,000円), 更新時の返還金額 (0円), 更新時の追加交付金額 (0円), 更新時の合計預り金額 (59,000円)

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年5月2日

賃貸人 住所 [redacted] 氏名 [redacted]

賃貸人 住所 [redacted] 氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted] 氏名 逢澤 圭一郎 自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted] 勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [redacted] 氏名 [redacted] 続柄 [redacted] 自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted] 勤務先名称 [redacted] 勤務先電話番号 [redacted]

Table with 7 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 性別, 勤務先又は学校名等, 連絡先電話番号. Row 1: 逢澤 圭一郎, 本人, 1975年9月16日, 男, 埼玉県議会, 048-824-2111

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [] と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（ 2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

本件駐車区画 []

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円（更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1 ヶ月分、消費税等別途）
更新事務手数料	0 円（消費税等別途）

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円（消費税等別途）
--------	-----------------

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

敷金	①原契約終了時の残存金額	②更新時の返還金額	③更新時の追加交付金額	④更新時の合計預り金額
	5,000 円	0 円	0 円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税（地方消費税含み本書において「消費税等」といいます）が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年5月12日

賃貸人 住所 []
氏名 []

賃貸人 住所 []
氏名 []

賃借人 住所 []
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []
氏名 [] 続柄 []
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<本件自動車>	車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車	登録番号	[]
	メーカー名	ホンダ	車名	ステップワゴン
			色	白

<賃借住宅>	名称	加藤コーポラス	部屋番号	101
--------	----	---------	------	-----

株式会社タイセイ・ハウジング
埼玉県川口市栄町3-8

川口営業所
048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

整理番号

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合 (例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="8"/> 月 <input type="text" value="28"/> 日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 <input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/>円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $11,000 \times 0.9 = 9,900$ -)</p>
使 途	事務所ガードシステム費
支 出 先	総合警備保障株式会社 埼玉西支店

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号 87-1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。
以下の通りと請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させていただきますので、振替期日までにご口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2023年 08月 28日

請求書番号：20230705011309

1 / 1

請求書作成年月日 2023年 07月 05日

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1丁目

総合警備保障株式会社
埼玉西支社



件名・品名/備考	数量	単位	単価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)	
001 2023/09月度A.L.S.O.Kカードシステム料金 小川 ただし事務所				10,000	10%		
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000	
お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます。)				今回ご請求金額	10,000	1,000	11,000

前回ご請求額	ご入金金額	今回ご請求額	ご請求額合計
*****	*****	*****	*****

整理番号 1 / 1 / 5

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 8 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">600</td> </tr> </table>	百万	千	円		6	600
百万	千	円							
	6	600							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>浄化槽清掃手数料(本宿事務所)</p> <p style="text-align: right;">$13,200 \times \frac{1}{2} = 6,600$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証	
小島 信昭 様	No. S- 00268
	5 年 8 月 28 日
金額	¥ 13,200
上記の金額正に領収いたしました 但し 浄化槽清掃手数料	
登録番号 T3-0300-0101-8028	安住環境整美株式会社
	代表取締役 大澤 〒339-0022 埼玉県さいたま市岩槻区大宮 4-1-1037 電話 (048) 798-1192

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			58
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費																					
支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 30px;">5</td> <td style="width: 30px;">年</td> <td style="width: 30px;">8</td> <td style="width: 30px;">月</td> <td style="width: 30px;">2</td> <td style="width: 30px;">8</td> <td style="width: 30px;">日</td> </tr> </table>	5	年	8	月	2	8	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 30px;"> </td> <td style="width: 30px;"> </td> <td style="width: 30px;"> </td> <td style="width: 30px;">3</td> <td style="width: 30px;">4</td> <td style="width: 30px;">6</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">百万</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>				3	4	6	百万			千		円
5	年	8	月	2	8	日																
			3	4	6																	
百万			千		円																	
使 途	備品(レンタルマット)					※政務活動費を充当した金額を記載 $385 \times 0.9 = 346.5$ 政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため																
領収書等貼付欄																						

領収書

2023年08月28日 12:24 No.2249632

新井一徳県政調査事務所 様

お問合せ番号: XXXXXXXXXX
 住所: 北本市中央1-81
 TEL: 048-594-1600
 契約日付: 20110826
 配達日付: 20230828
 原番: 011-00
 設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
 下記の通り受領致しました。
 ユニオンマット灰UNHS
 1 @350 ¥350

小計: ¥350
 消費税: ¥35
合計: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア
 お問合せ先: 本社サポートセンター
 〒123-0864
 東京都足立区麩浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233
 FAX: 03-3857-1233
 締日: 0
 集金日: 0
 ルート: C1105
 次回ルート: C1105
 営業担当: XXXXXXXXXX
 配達担当: XXXXXXXXXX
 URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
 *ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 25 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p style="text-align: center;">9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---


支出年月日	05 年 08 月 28 日
支出額	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 百万 千 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 1 5 8 7 6 6 円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(按分した場合の積算方法 $176407 \times 09 = 158766$)</p>
使 途	事務所賃料・馬埦場 9月分
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

25-2

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主  (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル	2階	201号室
	所在地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5		
		(登記簿)		
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建		
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月
面 積	2階の一部 約50.89㎡			
附 属 施 設				


頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料3カ月分)
上下水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	札 金	(賃料1ヶ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		

25-3

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5		
	名称	松本駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額16,500円(消費税10% 1,500円含む)		
敷金	金 円		
支払期限： 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[]	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	[]
所在地	[]	TEL []
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

整理番号 99

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 8 月 29 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">40000</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		40000	
百万	千	円							
	40000								
使 途	<p>政務事務所家賃 9A分</p> <p style="text-align: right;">廣聴活動に使用する割合が 8/10 以上であるため 50000 × 8/10 = 40000</p>								

領収書

No. 910

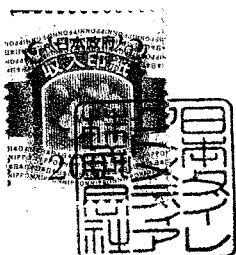
領収日 2023年08月29日

関根信明 様

金額 50,000 円

23年9月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

〒331-0821 埼玉県さいたま市北区日進町2-789
みらい日進
日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

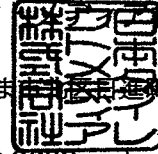
関根信明 様

日付 : 2023年08月29日

請求書番号 : 910

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市桜区東1-2-789
みらい日進
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
46,297円	3,703円	50,000円

振込期日	
振込先	

詳細	数量	単価	金額
2023年9月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号			34
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦ 事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 ⑩ 交通費

支出年月日	5年 8月 29日	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>456</td> <td>00</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		456	00
百万	千	円							
	456	00							

使 途	駐車場代と12(8月令) $¥7000 \times 0.8 = ¥5600$
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

(振込手数料)

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

34 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

入出金明細

詳細

取引日 2023/08/29

入出金 -7,000 円

残高 [REDACTED] 円

内容 三菱UFJ銀行 [REDACTED] 普通預金

[REDACTED] (依頼人

名：モリ イクマ 振込予定日：2023

年08月29日 管理番号： [REDACTED]

[REDACTED]

駐車場賃借契約書 (自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目3番地	系	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

貸主(甲)と借主(乙)は前記条項を双方承諾の上契約
 第1条 貴賃借契約書(5年6月6日)より
 5日迄/ヶ月とする。賃し期間満了の場合、必要あれば当事
 者合議の上本契約を更新することが出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月 末日までに翌月分を乙は甲に持参して
 支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有
 無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解
 除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き
 他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権
 の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、
 甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により
 危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その
 他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損
 害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負
 わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべ
 き事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に
 損害を賠償するものとする。
 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は/ヶ月前に互い
 通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印し
 て各1通を所持する。

5年6月6日

貸主(甲) 住所 [REDACTED]
 借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-4
 氏名 森 伊久磨
 印 042-708-2015